

令和3年8月27日

令和3年第4回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

認第 1 号	令和 2 年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	5
認第 2 号	令和 2 年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	5
認第 3 号	令和 2 年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	6
認第 4 号	令和 2 年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	6
認第 5 号	令和 2 年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ いて……………	7
認第 6 号	令和 2 年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	7
認第 7 号	令和 2 年度恵那市水道事業会計決算の認定について……………	8
認第 8 号	令和 2 年度恵那市下水道事業会計決算の認定について……………	8
認第 9 号	令和 2 年度恵那市病院事業会計決算の認定について……………	9
議第 5 2 号	令和 2 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及 び決算の認定について……………	11
議第 5 3 号	恵那市押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制 定について……………	13
議第 5 4 号	恵那市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適 用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について…	15
議第 5 5 号	恵那市個人情報保護条例の一部改正について……………	19
議第 5 6 号	恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関する条例の一部改正について……………	23
議第 5 7 号	恵那市手数料条例の一部改正について……………	25
議第 5 8 号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に 関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一 部改正について……………	27
議第 5 9 号	恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正について……………	29

議第 6 0 号	恵那市過疎地域持続的発展支援計画の策定について……………	31
議第 6 1 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について……………	33
議第 6 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について ……………	35
議第 6 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について ……………	37
議第 6 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について ……………	39
議第 6 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について ……………	41
議第 6 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について ……………	43
議第 6 7 号	令和 3 年度恵那市一般会計補正予算 ……………	別冊
議第 6 8 号	令和 3 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算……………	別冊
議第 6 9 号	令和 3 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算……………	別冊
議第 7 0 号	令和 3 年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算……………	別冊
議第 7 1 号	令和 3 年度恵那市上財産区特別会計補正予算 ……………	別冊
議第 7 2 号	令和 3 年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算……………	別冊
議第 7 3 号	令和 3 年度恵那市病院事業会計補正予算 ……………	別冊

認第 1 号

令和 2 年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 2 年度恵那市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 2 号

令和 2 年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 2 年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 3 号

令和 2 年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 2 年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 4 号

令和 2 年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 2 年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 5 号

令和 2 年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 2 年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 6 号

令和 2 年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 2 年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 7 号

令和 2 年度恵那市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 2 年度恵那市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 8 号

令和 2 年度恵那市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 2 年度恵那市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 9 号

令和 2 年度恵那市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 2 年度恵那市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第 5 2 号

令和 2 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及び決算
の認定について

- 1 地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、
令和 2 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計未処分利益剰余金 1 3 2, 5 8
0, 1 3 8 円のうち 7, 3 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、残余を繰
り越すものとする。
- 2 同法第 3 0 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 2 年度恵那市国民健康
保険診療所事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第 5 3 号

恵那市押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

恵那市押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方公共団体における押印見直しマニュアルに基づき、押印を廃止する所要の改正をするため、条例 2 本を一つの整備条例として、この条例を定める。

恵那市押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(恵那市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市職員の服務の宣誓に関する条例（平成16年恵那市条例第25号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

(恵那市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 恵那市固定資産評価審査委員会条例（平成16年恵那市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「押印」を削る。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「押印」を削る。

第9条第2項及び第12条第2項中「押印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 4 号

恵那市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

恵那市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市過疎地域持続的発展支援計画に基づく固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため、この条例を定める。

恵那市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、市において市町村計画に振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税の免除（以下「課税免除」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の範囲)

第2条 市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第3号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対しては、恵那市税条例（平成16年恵那市条例第45号）第54条の規定にかかわらず、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により固定資産税を免除することができる。

2 前項の規定により固定資産税を課さない期間は、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から3年度とする。

(申請書の提出)

第3条 前条第1項の規定による課税免除を受けようとする者は、規則で定める申請書を、課税免除を受けようとする各年度に属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、承認又

は不承認したときは、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

(変更事項の届出)

第4条 課税免除を受けた者で、前条第1項の申請書の記載事項に変更があったものは、その事実の発生した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(課税免除の取消し又は停止)

第5条 市長は、課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その措置を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 前条の規定の届出により、第2条に規定する課税免除の範囲に該当しなくなったとき。
- (2) 市税を納期限までに完納しなかったとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により課税の免除を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他市長が特に不適當と認めたとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 この条例の失効前に取得等をした設備に対する固定資産税の免除については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

議第 5 5 号

恵那市個人情報保護条例の一部改正について

恵那市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

個人情報の開示請求において、非開示の判断基準を追加するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市個人情報保護条例の一部を改正する条例

恵那市個人情報保護条例（平成 16 年恵那市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- （6） 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのでは、その目的を達成することができないと認められる場合又は事務の性質上本人から収集したのでは適正な事務の執行に支障が生ずると認められるとき。

第 8 条第 2 項中「又は第 6 号」を「から第 7 号まで」に改め、「を収集した」の次に「場合で、特に必要があると認める」を加える。

第 10 条第 2 項中第 5 号を第 8 号とし、同項第 4 号の次に次の 3 号を加える。

- （5） 専ら統計の作成又は学術研究のために利用し、又は提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- （6） 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- （7） 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

第 10 条第 4 項中「又は第 5 号」を「から第 8 号まで」に改め、「外部提供をした」の次に「場合で、特に必要があると認める」を加え、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第 11 条を次のように改める。

（電子計算機の結合の制限）

第 11 条 実施機関は、個人情報の収集等に係る事務を電子計算機による処理を行う場合において、当該実施機関以外のものに対して、保有個人情報（保有特定個人情報を含む。）の電子計算機の結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にすることをいう。）による個人情報の提供をしてはならない。た

だし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められるとき。

第14条第4項第3号を次のように改める。

- (3) 開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）以外の者に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

イ 事業者に関する情報のうち、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、事業者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第14条第4項第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (5) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

第 22 条第 4 項中「情報提供記録の訂正をした場合には、実施機関はその旨を請求者並びに」を「実施機関は、訂正決定に基づき保有個人情報の訂正をした場合において」に、「総務大臣」を「当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 9 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の恵那市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる個人情報の開示、訂正等の請求等に対する決定又は不作為について適用し、同日前にされた個人情報の開示、訂正等の請求等に対する決定又は不作為については、なお従前の例による。

議第 5 6 号

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、所要の改正するため、この条例を定める。

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年恵那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 7 号

恵那市手数料条例の一部改正について

恵那市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市手数料条例の一部を改正する条例

恵那市手数料条例（平成 16 年恵那市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

住民票の写しの交付の特例手数料	1 通につき	300 円
個人番号カード再交付手数料	1 件につき	800 円

を、

「

住民票の写しの交付の特例手数料	1 通につき	300 円
-----------------	--------	-------

に改める。

」

別表第 2 の 4 の項中「及び第 172 条」を削り、同表の 5 の項中「114 条」を「113 条」に改め、同表の 13 の項中「第 27 条」を「第 30 条」に改め、同表の 20 の項を削り、同表の 21 の項を同表の 20 の項とし、同表の 22 の項から同表の 28 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 9 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の恵那市手数料条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料については、なお従前の例による。

議第 5 8 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部改正につい
て

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る
恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 6
条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、対象施設の設置期限を改め
るためこの条例を定める。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する
条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る
恵那市固定資産税の特例に関する条例（平成 20 年恵那市条例第 34 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中「起算して 5 年以内」を「令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 9 号

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等に関する基準を改めるため、この条例を定める。

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年恵那市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 49 条」を「第 49 条・第 50 条」に改める。

第 6 条第 1 項中「。第 3 号」を「。以下この条」に改め、同項第 3 号中「以下この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 5 項中「、次」を「次」に改め、「行う者」を「行う施設」に改める。

第 49 条を第 50 条とし、第 6 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(電磁的記録)

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 49 条及び第 50 条の規定は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

議第 6 0 号

恵那市過疎地域持続的発展支援計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、別冊のとおり恵那市過疎地域持続的発展支援計画を定めることについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

過疎地域の持続可能な地域社会の形成及び地域活力の向上に向けて、恵那市過疎地域持続的発展支援計画を定めることについて、議会の議決を求める。

議第 6 1 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、別冊のとおり辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求める。

議第 6 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 各務 素弘
生年月日

（提案理由）

現委員である各務素弘氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第 6 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 市川 雅子
生年月日

（提案理由）

現委員である市川雅子氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第 6 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 堀尾 佳裕
生年月日

（提案理由）

現委員である堀尾佳裕氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第 6 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 堀 君史
生年月日

（提案理由）

現委員である原田資郎氏の任期満了に伴い、新たに堀君史氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第 6 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 松岡 和美
生年月日

（提案理由）

現委員である安藤勝枝氏の任期満了に伴い、新たに松岡和美氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

